

庄内広域水道企業団特別職に属する者の費用弁償に関する条例

令和8年4月1日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、庄内広域水道企業団の特別職に属する者(以下「特別職の職員等」という。)の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 特別職の職員等が、公務のため旅行した場合には、その費用を弁償する。

2 前項に規定する費用弁償の種類については、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、それぞれの額は、別表のとおりとする。ただし、企業団議会議員が企業団議会等に出席したときは、本文の規定にかかわらず日当の額は4,000円とする。

(旅行命令)

第3条 前条に規定する旅行は、法令又は条例等により権限を有する者の発する旅行命令によって行わなければならない。

(実費弁償)

第4条 職員以外の者が公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人等として旅行した場合は、その実費を弁償する。

(支給方法)

第5条 費用弁償及び実費弁償の支給方法は、企業長が別に定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、この条例により費用弁償を受ける者について権限を有する者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

ア 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

職名	車賃 (1軒につき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
企業長及び副企業長	円 29	円 3,000	円 14,050	円 3,000
企業団議会議員				
監査委員	29	2,600	12,450	2,600
附属機関の委員				

イ 鉄道費、船賃及び航空賃

職名	鉄道賃(船賃)		航空賃
	運搬の等級を区分する線路(船舶)による旅行の場合	運賃の等級を設けない線路(船舶)による旅行の場合	
企業長及び副企業長	上級運賃	普通旅客運賃(特別車両(船室)料金を徴する路線(航路)の場合は、普通旅客運賃及び特別車両(船室)料金)	現に支払った旅客運賃
企業団議会議員			
監査委員			
附属機関の委員			